

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道穂別高等学校 令和7年（2025年）年 4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、いじめ防止対策委員会で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断はいじめ防止対策委員会により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

穂別高校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- 1 学校におけるいじめの未然防止
- 2 いじめ早期発見のための措置
- 3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- 4 インターネットを通じて行われるいじめへの対策
- 5 点検・評価の実施及び不断の見直し

穂別高校
いじめ対策組織
の役割や活動

穂別高校いじめ防止対策委員会は、生徒指導部長・各学年担任、養護教諭で組織される委員会で、必要に応じて教頭も出席します。定期的に(月1回)開催され、いじめアンケートの分析やその結果への対応、クラスの状況などについて話し合っています。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ・「子ども理解支援ツール ほっと」を年2回実施し、生徒達の気持ちの動きを細かく理解するようにしています。
- ・個人面談週間を設定し、担任だけではなく様々な先生が生徒と話す機会を設けています。
- ・いじめ防止標語作成などに取り組んでいます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9~12 時 12~17 時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
胆振教育局教育相談電話	(電話) 0143 - 22 - 6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

